

令和7年 第5回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和7年5月26日(月) 9時00分
 場 所 南庁舎2階 会議室3

○提出議題 (20件)

- 高農議第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
- 高農議第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(3)
- 高農議第14号 青年等就農計画変更の認定に係る意見について(1)
- 報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(3)
- 報告第18号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(2)
- 報告第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(9)
- 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知のこと(1)

○出席委員 (13名)

1番	大濱 正則	2番	北野 保夫
3番	本庄 捨伸	4番	北野 益生
5番	前橋 瑞紀	6番	野村 富夫
7番	北原 知子	8番	駒井 隆彦
9番	長谷川 巧	10番	松本 慶一
11番	松本 眞実子		
13番	杉田 住夫	14番	宮下 多恵子

○欠席委員 (1名)

12番	芦谷 博務		
-----	-------	--	--

○出席事務局職員 (3名)

事務局	事務局長	西田 幸生
〃	主 幹	鵜鷹 一成
〃	事務吏員	加嶋 良輝

○出席市長部局 (1名)

産業振興課	係長	尾塩 昌昭
-------	----	-------

議 事 内 容

事務局

皆さん、おはようございます。第5回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は1名欠席しておりますが、過半数に達しておりますので、総会は成立しております。

本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第12号～14号の5件、報告第17号～20号の15件、併せて20件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

議 長

皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第5回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により
11番 松本 眞実子委員、及び 13番 杉田委員よろしくお願いいたします。

それでは、議案書に基づき進めてまいります。

高農議第12号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

高農議第12号は、農地法第3条第1項の規定による許可申請審議で、1件でございます。

(高農議第12号 1番を読み上げる)

別添調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

■番

常時従事する人員が2人おり、申請地の南側に設置しているハウスでトマトをすでに栽培していることもあり、十分に経営を拡大していけると考えます。その他については、事務局の説明通りで問題ありません。以上の内容から、小委員会では承認しました。

議 長

補足説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

■番

議案書に経営耕地面積が0㎡と記載されているが、申請地の南側ですでにトマトを栽培されているのではないですか。

事務局

申請地の南側は農地ではないため、農地で栽培をしている面積で言いますと0

m²のため、0 m²と記載しております。

■番

水稻を栽培していた農地にハウスを建てるという計画ですが、ハウスを撤去した後も水稻の栽培ができる状態に復元してくれますか。

事務局

農地の契約が解除条件付での契約となっており、契約書上に農地を返す際に農地を元の状態に復元することとなっているため、水稻を栽培できる状態に復元されます。

■番

契約は何年契約ですか。

事務局

1年間での契約となっておりますが、当事者のいずれかから相手方に対して契約更新を拒絶する旨の申入れが行わなければ、従前と同一の条件で1年間更新される契約となっております。

議 長

その他、ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議の声がありませんので、高農議第12号申請番号1番は承認されました。続きまして、高農議第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

高農議第13号は、農地法第5条第1項の規定による許可申請審議で、3件ございます。

(高農議第13号 1番を読み上げる)

別添調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

■番

事務局の説明通りで問題ありません。小委員会では承認しました。

議 長

補足説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議の声がありませんので、高農議第13号申請番号1番は承認されました。続きまして、申請番号2番、3番を、続けて説明願います。

事務局 (高農議第13号 2番、3番を読み上げる)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

■ 番 事務局の説明通りで問題ありません。小委員会では承認しました。

議 長 補足説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

■ 番 廃棄物処理についての条件が記載された書面は提出されていますか。

事務局 申請に必要な書類となっていないため、提出はされておられません。

■ 番 法的に必要な書類となっていないなくても、許可後のトラブルを避けるために覚書でも良いので提出を求めることはできないでしょうか。

事務局 今後検討します。

議 長 以前から懸案事項となっている問題でありますので、検討をお願いいたします。その他、ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議 長 異議の声がありませんので、高農議第13号申請番号2番、3番について、農業委員会としては承認することとします。続きまして、高農議第14号「青年等就農計画変更の認定に係る意見について」を議題といたします。産業振興課、説明願います。

産業振興課 (高農議第14号を読み上げる)

議 長 産業振興課の説明が終わりました。産業振興課より高農議第14号について農業委員会としての意見を求められておりますが、ご意見、ご質問ございませんか。内容ですので、「意見なし」としてよろしいでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議の声がありませんので、高農議第14号について、農業委員会としては「意

見なし」とすることとします。

続きまして、報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局 報告第17号は農地法第3条の3第1項の規定による届出で、3件ございます。

(報告第17号1～3番を読み上げる)

議長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員 なし

議長 続きまして、報告第18号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局 報告第18号は「農地法第4条第1項第8号の規定による届出」で、2件でございます。

(報告第18号1、2番を読み上げる)

議長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員 なし

議長 続きまして、報告第19号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局 報告第19号は農地法第5条第1項第7号の規定による届出で、9件ございます。

(報告第19号1～9番を読み上げる)

議長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員 なし

議長 続きまして、報告第20号「農地法第18条第6項の規定による通知のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局 報告第20号は、農地法第18条第6項の規定による通知についてで、1件でございます。

(報告第20号を読み上げる)

議 長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員

なし

議 長

以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前10時10分

議事録署名委員

松本 眞実子 委員

杉田 住夫 委員
